

生産緑地指定後 30 年経過を事由とした買取申出の手続きについて

※特定生産緑地指定を行った農地は対象になりません。

買取り申し出書等の提出

提出していただく書類：

- ・ 買取申出書（1筆 1枚 申出者は土地の所有者になります。）※実印
- ・ 印鑑登録証明書
- ・ 周辺状況図（S = 1 / 2,500）
- ・ 現況写真
- ・ 写真撮影位置図
- ・ 所有権以外の権利の消滅誓約書
- ・ 登記事項証明書（土地登記簿謄本）
- ・ 地図に準ずる図面（公図）
- ・ 地積測量図（ある場合のみ）

法務局で発行され、公印が押印された本通（オンライン登記情報提供制度で発行され、公印の押印が無いものは不可）

※代理人の方が提出される場合は、**委任状**の提出が必要です。

※印鑑登録証明書の住所、戸籍謄本の本籍地や登記簿謄本の所有者住所が同一でない場合は、住所等の整合がとれる書類（例：本籍記載の住民票、地番改正の証明書など）が必要です。

提出先：農とみどりの振興課（西館2F TEL 072-924-9864）

< 提出後の処理の流れ >

- ①当日は仮受付証を発行し、提出内容の確認後、後日受理通知書を送付いたします。
- ②受理日から1か月後までに、市役所内での買取希望の有無につき通知書を送付いたします。
- ③受理日から3か月の間、買取希望の連絡がなかった場合、3か月が経過した日以降、当該生産緑地の行為制限が解除となります。